

転居費用補助の支給要件

①～⑨の全ての項目に該当する方は受給できる可能性があります。

①	現居住地が下野市内にある。 (住居喪失者は、喪失直前の居住地が下野市内にあった。)					
②	申請者と同一の世帯に属する者の死亡、又は申請者若しくは申請者と同一の世帯に属する者の離職、休業等により、申請者の世帯全員の収入合計額(以下「世帯収入額」という)が著しく減少し、経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者					
③	申請日において、世帯収入額が著しく減少した月から2年以内である者					
④	申請日において、その属する世帯の生計を主として維持している者					
⑤	申請日の属する月において、世帯収入額(年金等の公的給付含む)の月額合計が、次表の収入基準額以下であること □収入基準額(6人以上の世帯の場合は、必要に応じ、お問い合わせ下さい)					
	世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人
	収入基準額	家賃実費分 +78千円	家賃実費分 +115千円	家賃実費分 +141千円	家賃実費分 +175千円	家賃実費分 +209千円
	収入基準額 の上限額	110,200円	154,000円	182,800円	216,800円	250,800円
	※家賃額は、生活保護法による住宅扶助基準額を上限とする。 ※家賃額は、持家に居住している場合は、その居住の維持に要する費用の額とする(生活保護法による住宅扶助基準額が上限)					
⑥	申請日において、申請者の世帯全員の預貯金額の合計額が、次表の金融資産額以下であること □金融資産額					
	世帯人数	1人	2人	3人	4人以上	
	金融資産額	468千円	690千円	846千円	1,000千円	
⑦	下野市家計相談支援事業において、その家計の改善のために転居が必要であり、その費用の捻出が困難であると認められたこと。					
⑧	申請者の世帯全員が、地方自治体等が実施する離職者等に対する転居の支援を目的とした類似の給付等を受けていないこと					
⑨	申請者の世帯全員が、暴力団員でないこと					

下表を上限として転居に要する経費を支給します。

※支給対象とならない経費や転居に要する経費が支給額の上限を超える場合には自己負担が発生します。

世帯人数	1人	2人	3人	4人	5・6人	7人以上
支給額 (上限)	125,400 円 (41,800 円 × 3)	135,000 円 (45,000 円 × 3)	144,000 円 (48,000 円 × 3)	156,000 円 (52,000 円 × 3)	165,000 円 (55,000 円 × 3)	174,000 円 (58,000 円 × 3)